

☆ 改元（「令和」）への各種対応について

いよいよ今月から新元号「令和」となりました。それに伴い、各行政等の届出関係の扱いについては以下のように公表されておりますので、ご確認ください。

■ 日本年金機構

改元日以降送付される通知書等に、「平成」で表記されている場合でも、有効として取り扱われます。申請・届出様式（紙媒体）は、改元日以降も旧様式による届出は可能です。ただし、改元日以降の元号表記が「平成」と表記された用紙で届出する際は、可能な限り補正（訂正印は不要）して提出してもらいたいとのことです。なお、電子申請は各プログラムのバージョン変更が行われる予定です。

■ 協会けんぽ

全国健康保険協会（協会けんぽ）では、新元号に対応した各種申請書様式は、2019年5月末頃にホームページに掲載される予定です。2019年5月以降も、新元号が記載されていない現行様式による届出は可能です。ただし、2019年5月以降の期間について、現行様式により届出する場合は「平成」を抹消し、「令和」に訂正のうえ（訂正印不要）、届出してもらいたいとのことです。

記載例

認定対象者欄	療養を受ける方 (被保険者の場合は記入の必要がありません。)	氏名	生年月日
	療養予定期間 (申請期間)	平成 31 年 4 月 ~ 平成 令和 1 年 7 月	

（協会けんぽホームページより）

■ 源泉所得税（国税庁）

改元後においても「平成」が印字された納付書を引き続き使用することができます。納付書に印字されている「平成」の二重線による抹消や「新元号」の追加記載等により補正する必要はありません。なお、平成31年（2019年）4月1日から新元号2年（2020年）3月末日の間に納付する場合、納付書左上「年度欄」は「31」と記載します。

【設例】新元号2年（2020年）2月20日に支払った俸給・給与等について新元号2年（2020年）3月10日に納付する場合

【年度欄】

【納期等の区分】

（国税庁リーフレットより）

労働保険・社会保険の手続、給与計算の代行、労務コンサルのご相談はお気軽にご連絡ください！